

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和4年 6月 21日
午前 9時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 報告事項 (総務部関係)

①開庁時間変更に伴う周知スケジュールについて

(2) 報告事項 (企画部関係)

①安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定について

②令和3年度ふるさと納税の実績について

③観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法の検討について

(3) 報告事項 (教育委員会関係)

①学校統合にかかる説明会の開催状況について

②みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について

3、陳情・要望等審査

(1) 「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること」に関する陳情

(2) 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2023年度政府予算への意見書提出に関する陳情

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	武 岡 隆 文
委員	南 澤 克 彦	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画部長	猪掛公詩	教育次長	宮本智雄
総務課長	新谷洋子	政策企画課長	高下正晴
		教育総務課長	
商工観光課長	松田祐生	兼学校統合推進室長	柳川知昭
		兼給食センター所長	
総務課行政係長	下瀬秋穂	政策企画課企画調整係長	森本貞彦
		教育総務課	
政策企画課地方創生係長	戸田邦昭	学校統合推進室	岡本充行
		統合推進係長	

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主査	日野貴恵



午前 9時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第10回総務文教常任委員会を開会いたします。
本日の日程は、お手元にお配りしておりますとおり、6件の報告事項、陳情・要望等2件の審査を行います。
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 本日は、6件の報告があります。詳細については、担当より説明をしますので、よろしくお願ひします。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。
これより、総務部に係る報告を行います。
開庁時間変更に伴う周知スケジュールについての報告を求めます。
行森総務部長。
- 行森総務部長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、開庁時間変更に伴う周知スケジュールについてということで報告をさせていただきます。
これにつきましては、3月の委員会で趣旨等を含めて説明をさせていただいています。本日は、スケジュールというところで御説明をさせていただきたいというふうに思います。
詳細は、総務課長のほうが説明をさせていただきます。
- 山根委員長 新谷総務課長。
- 新谷総務課長 おはようございます。
開庁時間変更に伴う周知スケジュールについて、提出資料に沿ひ説明をさせていただきます。
1の周知概要は、令和4年10月1日から現在の8時30分から17時15分の勤務時間はそのまま、開庁時間を9時から17時とし、併せて支所の宿日直を廃止し、機械警備に変更するというものです。
2に周知スケジュールの予定を表にしております。6月末に予定されている記者会見で発表、7月に入って庁舎出入口等へポスター掲示、ホームページ掲載、7月末に発行される広報あきたかた8月号に掲載、同時に、お太助フォンやSNSで周知を行う予定です。
最後に、3の関係団体との調整状況をまとめています。5月中旬から庁舎内に事務所を構える団体や関係団体との調整を行っております。
以上で説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑に入ります。
この報告につきまして御不明な点等、質疑はありませんか。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 おはようございます。
まず最初に、今日、このものを報告される趣旨、目的、それを教えて

ください。

○山根委員長 答弁を求めます。
新谷課長。

○新谷総務課長 先ほど部長のほうも申し上げましたとおり、3月の常任委員会のほうで概要のほうは説明をさせていただいておりますが、その折に周知については今後ということで説明させていただいております。周知スケジュール、10月1日を開始するということで決まりましたので、改めて報告をさせていただくというものです。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 ということは、今日議会の関係する組織に、こういうスケジュールで行きますよという、我々に伝えておくということになるんですか。議会へ伝える方法とすれば、所属は総務文教でしょう。総務文教の議員に、こういう日程でやりますよということを議会へ伝えておくと、こういうことで理解してもいいですか。

○山根委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 開始については10月1日で既にもう3月に報告をさせていただいております。今後、周知をする、何をどういうふうにして広報していくかというところを報告をさせていただいたというものです。

○山根委員長 よろしいですか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 私が聞くのは、3月2日に聞いて、4月、5月になっても住民への周知活動がまずないのというふうに気がつきまして、総務課に電話しまして、周知をまだせんのかなにかいうのを言うて、ちょっと電話入れたんです。

そしたら、その出られた担当者が、3月2日に議会へ報告しとる、説明しとるじゃないですかいうて言われたんです。勘ぐれば、よう市長が言われるには、議会も説明する義務があると、住民へ周知することも議会がやるべきじゃということと言われるんですが、私は執行部がそういう周知をやるべきじゃというように思うとるんですが、その担当者は市長がよく言われる、議会へ報告しとるじゃないかいう答弁だったんですね。

だから、あなたらが周知をするのが当たり前じゃないですかいうように受け止めたんです。ですから、今日ここで報告を受けたら、周知はあなたらがするんじゃないかというような報告だったら、ちょっとそこはただして、あなたらが、執行部が周知するんじゃないかいうことを言おう思うて今聞いたんですけど、今の答弁だったら、議員が住民に周知するんじゃないと、そういうような内容じゃないように受け止めたんですが、それでよろしいですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 全くよろしくないです。議会基本条例に書いてある内容は、まずしっかりと読んで、認識をして、勝手な発言はだめですね、理解をしてください。

市民の代弁者であると同時に、情報を提供し、共有すると書いてあります。なぜその役割がなくなると捉えることができると思うのか。その役割はなくなりません。

一方で、執行部としてできる限りの情報発信をします。これも当たり前のことだと思います。これに異を唱える議員はほかにはいらっしゃらないと思います。委員会で3月に報告して、そのときにちゃんと言ってます、スケジュールは今後と。その次の委員会が今日ですので、何か問題があるのでしょうか。その間、住民に説明、そのようにすればよかったじゃないですか。できたはずですよ。スケジュールについては、今後発表されると。

今回、6月です。この表にも書いてあるとおり、7、8、9、3か月周知の期間があるわけです。なぜ3か月で足りない。足りないとは言われてないと思うんですが、十分足りると思います。なので、もう一遍お伝えすると、よく分からない論理で主張するのは控えていただければと思います。全くのそのようには言いませんし、そのような考えはみじんもありません。議員は議員の役目があり、執行部には執行部の機能があるんです。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、市長が最初に言ったときは大体分かってきたんですが、最後のほうから分からんようになってるんじゃないかと、とにかく行政の執行は、執行部がやるべきじゃいうふうに思いますけど、議員はそれは伝えるのは一部であって、全市民への機能を持つのは執行部じゃないですか。地方自治法で首長の執行機関いうんで補助機関がちゃんと書いてあるじゃないですか。首長では一人でできんので、組織でやるいう。行政組織の執行は、執行部のほうにあるんじゃないですか、そこをまずただしとかな、今日聞きよってから、市長の話だと、議員が十分住民の理解を得るように動けど、こういうことになるんじゃないですか。

当然、執行部が住民の理解を得るべき努力をするのが執行部じゃ思いますよ。そこ間違いないですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 間違いも何も認識がずれてます。議会基本条例の勉強会をまず皆さんしっかりされてください。それから質問は承ります。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 それは別じゃ思いますんで、それで、議員がやるべきことは、ここでの執行部の提案に対して、そのよしあしを議論するんが議員の役目じゃ思いますよ。そこで決まったことを市民へ伝えるのは、執行部の役割じゃいうふうに思います。

そこでお伺いしますが、この3月2日にあってから、この開庁時間の変更について、住民の理解を求めるとあると思うたんですね。それで、開始までに行う事項いうて書いてありますけど、4月から5月にかけて当然、広報誌やホームページでこういうことをやりますよいうことを伝達

されるんじゃないというふうに思います。必ずこれを読んだら、えっ言う市民が必ずおるんです。おかしいの、なかなか言わんの思うて聞いたら、今日のようなことになります。7月、8月、9月、市民への周知、3月2日に書いてある庁舎への掲示、広報誌、ホームページ、お太助フォン、SNSというて書いてありますけど、この7月から発行して、これに異を唱える市民がたくさんおったらどうするんですか、お伺いします。

- 山根委員長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 たくさんというのが具体的でないので、何ともお答えしかねます。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 それじゃこの開庁時間をずらすということは、市民にとってどこに利益があるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
行森部長。
- 行森総務部長 さきの一般質問の中で熊高議員だっと思えますけど、開庁時間の変更の質問ございました。その中で、課題等の整理はどうされるのか。これについては、質問を飛ばされましたけど、結局この開庁時間を変更するに当たって課題というのは必ずあると思うんですね。その課題をいかに少なくするかというところ。
ですから、メリット・デメリットということじゃなくて、いわゆる課題、デメリットですね。そのデメリット部分をいかになくしていくかというところを取り組んでいきたいというふうに思っております。
いわゆるメリット感といいますと、それはまだうちのほうも進んでないところがありますけど、今のマイナンバーのほうの促進もしながら、そういった電子申請とかいうのも出てくると思いますが、そういったところへの取組も含めて、これはいわゆる課題になりますけど、取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えてます。
- 山根委員長 石丸市長。
- 石丸市長 そちらで3月におっしゃった言葉を思い出してください。副市長定数を削減する際に、抜本的な財政健全化の必要性とおっしゃったじゃないですか、行政のスリム化だと。どこからどう見ても、その一環です。それは市民にとって必要な行政改革であるから、今こうしてやっている。そもそものところをきちんと御理解ください。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 開庁時間をずらすことが財政健全化につながるとは思いませんね。この行政、要するに市役所というのは、誰のためにあるんですか。お伺いします。
- 山根委員長 石丸市長。
- 石丸市長 もはや、聞かれてる中身が全く捉えようがないので答えに窮するんですが、行政の効率化は、財政健全化の基本中の基本ですよ。それすらお分かりでないんですか。勉強してきてください。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 財政健全化は、それぞれの事業や制度を勘案して、その中で最適を目指せばいいんじゃないですか。このたびの開庁時間の変更は、住民にとっては大変不利な内容になると思います。3月2日の説明を聞いた中で、私すんなり頭へ入りましたよ。それは内部の事務をしとる者にとっちゃ、あの午前中の30分というのは、準備や伝達事項、課内の伝達事項、そういうことをやるためには30分ありゃあ十分伝わると、そういうのは感じました。

ただ、その時に内部の職員の立場に立てば、それは庁舎管理上そのほうがええのいうふう感じたもんだから、素直に入りました。ただ、よくよく考えてみたら、住民のためになる話じゃないのうと、こういうように感じまして、後の説明の場を聞くことを総務のほうへ電話したわけです。

私が言いたいのは、必ずこれを言ったら、住民から、異が唱えられるというのは、以前おるときにカウンターに来て、せめて8時からやってもらえんかというカウンターでの女性の人だったのですが、願いがありました。8時半からでないとできませんいうて話をしたんですが、その人が言われるのは、パート行きよるんじゃないと。今日ここへ来るのに休んできたんです。1時間何ぼですよと。ここへ来るのに休んでこないといけん。そのたんびに賃金が減るんです。そこら考えてくださいやいう。できたら、7時半にしてくれと、それか晩の7時まで開けていてくれと、こういう要望だったんですね。

それで、当時は庁舎内でいろいろ市長の提案もあって、どうするかという話がありまして、実験的に夜7時までやろうというようなこともやりました。市民は、ここへ来るのにたかが30分ですが、休んでこないといけん。今、パートや何かで行とる人は時間給ですから、その時間給もカットされる。その辺を考えてくださいというのがあるんですが、今はないんでしょうか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 まず、質疑はコンパクトに簡潔にお願いをします。委員長もそのように指導をしてください。

そもそもなんですが、元職員の方がこの認識だというのは、本当に頭が痛いんです。信じられない。話の中で少しだけ言及されましたが、行政改革は事業だけではありません、事務事業です。全てが市役所が行っている業務です。そんなことはここで言ってるのがもはや恥ずかしいんですが、あらゆる事務事業を見直すと、ここで何回言ったか分かりませんよ、10回、20回じゃないですよ、この2年間で。その一つがこれです。

そして、今まさに御自身がおっしゃったところなんですが、たくさんという声は何なんですか、数字、我々は申し上げました。この間に90%以上の利用者は、市民の方は入ると、それがたくさんというデータです、事実です。一人、二人の意見がいろいろあるのは当然承知して

います。しかし、それに全て応えようとしてでは、効率化なんて夢のまた夢です。まずそこから認識をそろえていただきたいと思います。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、市長が言われた事務事業の見直しの中でも、容認できるもん、容認言うか全くそうじゃのうというものと、それはちょっと間違いじゃのうと、もうちょっとそこは我慢してやるべきじゃない、職員の努力でそこはやるべきじゃというように思う。そういう意味ではこの時間をずらすいうことに当たっては、住民にとっては錢、金には代えられない不利な面があるということをお訴えて今いきよるんですが、これほんまに3月2日に言っとけばよかったんですが、まだもう一回見直す時間は十分あるというように思いまして、この機会に今質問しよるわけです。

このたびの30分のずらすことによる開庁時間の変更は、7、8、9の周知スケジュールでは十分住民が納得する時間はないというふうに思います。もし、これは土曜閉庁したあの大事業と同じだと思ふんですね。社会の変革、これに相当すると思います。安芸高田市に隣接する三次、東広島、広島市、北広島町、それら9時からやるところがあるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今ここで他市町のことは議論していません。安芸高田市の話をも最初からしています。横並び意識こそ、行政の停滞その最たる根源なんじゃないんですか。その御認識がないというのが驚きです。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 市長の認識はちょっと間違ふとるんじゃないですかね。市民のための行政だというふうに思ふんですが、安芸高田市の市民だけ9時から始まる。よその町の住民は、うちは8時半から始まるんよ言う。あんたのとこ9時から言う。誰が一番我慢せにやいけんのですか。

ほいじゃあ安芸高田市の市民がよその町は8時半から開庁しとるのに、うちの町だけ9時から、遅くから始まる。安芸高田市民が我慢せにやいけん状況があるんじゃないですか。そこに行森部長、あなた、安芸高田市の事務方の中心を持つとるんですが、その辺どうなんですか、総務部長として。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 そんなおかしなロジックがまかり通るんであれば、日本全国津々浦々、上下水道料金は画一にならないといけませんよ。うち、ほかに比べてちょっと高いんですけど、それについて説明し切られるんだったら、その主張を通されても結構だと思います。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 対象とされた今の話は、開庁時間と水道料金とは中身が違いますよ。それに、同等な内容での話にはならんと思う。

再度質問します。安芸高田市民が隣接他市より30分遅れると、開庁が。その分役所に来ていろんな相談。まあ相談は時間を下げてもいいんですが、いろんな書類の提供、提出を求めるのに、30分ほど遅れてやらにゃあいけん、その我慢せにゃいけんことは、それでよろしいんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

上下水道料金その他含めて、ほかの市町と一緒にではない。開庁時間もわかりです。同じ話だと思います。これが市の最終的な見解です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

市長の考えはそれで通されるんだと思いますが、市民の意見を聞く場を設ける気はありませんか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

具体的にどのような例を指してらっしゃるのでしょうか。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

この閉庁時間を30分繰り下げるというのは、以前、土曜日の開庁時間を閉庁して休みにするということがありました。住民への日頃の日常生活への行政の提供がずいぶん変わる話だと、これもそれに匹敵すると思うんですね。ということは、6町の町をこの内容、目的、どうしてするんか、その辺を住民説明会をするべきだと、このように思います。

以上です。

○山根委員長

米村副市長。

○米村副市長

これ逆に聞いてもよいですか。ちょっと教えてもらいたいんですけど、前回の土曜閉庁されたときに、全部の市町や6町に説明に歩かれたんでしょうか。ちょっとうちも調べてないんですが、当時おられた山本委員、御存じでしたら教えていただけますか。教えてください。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

あなたも行政長いんだと思いますが、安芸高田市は6町ばらばらだったんです。6町まとめていうようなことはなくて、各町でそれぞれ対応しましたよ。甲田町ではそれぞれ説明をして歩きましたよ。それは、こういう理由で、こういうことで市も町もこう思うから、土曜日を休みにするんじゃが皆さん分かってくださいと。今、社会の風潮は、土曜日を休みにするいう状況があるでしょうと。これもかなりテレビなんかで言われましたんでね。銀行も今後休みにしますよねと。もとは、働きすぎじゃと、日本人は、そういうところから行政も見本になって土曜日を休みにするんじゃと。大体、社会全体がその方向になって、一番最後に行政がやるという、これが通例だったんですね。先頭切ってやるような行政主導型いうんですか、そういう形でやったんかのいうふうに思います。

このやることの、30分繰り下げることの利点いうんですか、目的いうんですか、市民に理解をしてもらうという努力を行政はやるべきだというふうに思いますよ。というのは、やり方というのは、当然住民が来れ

る時間に、夜の7時から6町に出向いて説明をして歩くべきだと、そういうように思います。

○山根委員長 山本委員から、副市長に対する質問を、副市長がされましたので、それに対して答えられたということでございます。

山本委員の先ほどの質疑については、6町へ住民説明会をされるのかという質疑でございますので、それに対してお答えをお願いします。

石丸市長。

○石丸市長 そのような計画はありません。ここに載っていないとおりです。

先ほど、自らおっしゃいましたが、執行部がどのように執行するか、その方針にまで口を出される。それはおかしいですよ、また。

これも繰り返しお伝えしますが、先ほど副市長の発言に対して、失礼なこと言うななどと、あなた、あなた、あんたというその発言のほうがよく失礼なんで控えてください。

○山根委員長 ほかに質疑は。

山本数博委員。

○山本(数)委員 この周知スケジュールを見たら、7月に始めて庁舎の掲示というのはほとんど見る者おらん思いますね。それで、ホームページの掲載、これは家にインターネット環境がないと見れんと思います。広報誌は、7月下旬に配るということですが、目にするのは8月、おかしいのというのは9月、思うたら10月から始まるという。例えば、江戸時代に幕府が決めて、告知板へこうするぞという告知版をして、市民は従えと、こういうふうにはしか見られん。この庁舎の変更、8時変更は、市民の声を全く聞いてないと、こういう上意下達の執行でええんだらうかと。

再度聞きますが、これでええんですか、市長。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 冒頭からそのように御説明をしています。ここに規則改正と書いてあります。規則改正というのは、議会の承認も必要なく、執行部が行える範疇で、そのように規定されています。

よく分からない感覚論で時間を浪費するのは非常に惜しいので、改めてお伝えしますが、市民の声、市民の声、たくさんと、抽象的なことをおっしゃいますが、そこまでおっしゃるなら署名でも集めて持ってきてください。それが例えば何千件、何万人という数があるのであれば、当然再考に値しますが、一部の人が言っているだけで執行部のこの業務、事務、それらを一々動かすわけにはいきませんので、御理解ください。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 再度言いますが、市民の声を聞く場を設けるべきだと。周知に関しては、設けるべきだということを伝えて、理解せえ言われたことは理解できません。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今の山本数博委員との質疑の中にもありましたが、やはりこれまで8時半に開いて、17時15分に閉じていて、その時間帯が都合のいい方が、この3月の資料のほうにもありましたが、4%ちょっといらっしやると。そういった方々が、どうしてもやっぱりその時間が都合がいいと、ほかの昼間の時間お仕事されているということってあり得ると思うんですが、前回もちょっと話が出たと思いますが、予約による受付等の検討はされてますでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。
新谷課長。

○新谷総務課長 予約による受付につきましては、今現在では検討のほうが進んでおりません。ただ、マイナンバー等の普及を行って行って、そのマイナンバーを利用し、活用していただくということで考えております。

○山根委員長 南澤委員。

○南澤委員 今の答弁は、マイナンバーを活用してコンビニ等で証明書などを手に入れてほしいと、そういう方針を示していらっしやるという理解でよろしいでしょうか。

○山根委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 そのとおりです。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田委員。

○新田委員 前回の3月2日の資料の中の区分1、9時までと、区分5、17時からという、この4.2%に対する各町ごとの、これは市長ではなく担当者、総務課長でいいかなと思うんですが、人数を町ごとで教えていただきたいと思います。それをまず1点お願いします。

○山根委員長 新谷課長。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時36分 休憩

午前 9時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
新谷課長。
下瀬係長。

○下瀬総務課行政係長 時間帯ごとの、支所ごとのということなんですけれども、朝の時間帯、8時半から9時でいいますと、八千代支所で40名程度、美土里支所で30名程度、高宮支所で20名程度、甲田支所で60名程度、向原支所で70名程度です。

17時以降の数字なんですけれども、八千代支所で20名程度、美土里支所で10名程度、高宮支所は2名、甲田支所が40名程度、向原支所も40名程度ということになっております。

以上です。

(延べ令和3年9月から12月の4か月間のものと補足説明あり)

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

ありがとうございます。

また、年代等々ももし分かれば、今後スタートまで3か月ありますので、その辺も今の現状等々も含めて、また情報提供いただきたいと思えます。その考えがあるかまず伺います。

○山根委員長

答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬総務課行政係長

今回のデータがシステムからこの時間帯にこの種類の帳票が出た数ということで当たっておりますので、その属性については把握できておりません。

以上です。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

ということは、ソフト改修で、例えばどういった年代層だと思われる年代層が来られたというのは、入力すれば恐らくできるかなと思われるので、その辺は提案事項としておきます。

もう一点、職員お一人が年間約150時間残業されるということで、前回の説明で聞いてたんですが、今、経費等々、電気代も含めて、経費も含めて、実際どのくらい削減できるんかということで、担当課で分かる範囲で結構ですから、答弁をお願いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長

概算なんですけれども、朝の朝礼を5分、それから課のミーティング15分を時間外にしているという仮定で計算をしましたら、年間で約400万円の時間外が削減できるという概算の計算をしております。ただ、これは最少の時間の設定ですので、窓口を所管する部署におきましては、15分のミーティングでは済まず、1時間等のミーティングを時間外でしているという現状があるのではないかと考えております。

○山根委員長

よろしいですか。ほかに。

山本数博委員。

○山本(数)委員

今のミーティングで時間外言われたんですが、時間外をして各部署がミーティングしよるというのはあまり記憶にないですが、今はそういう状態であるんですか。

その時間外というのは、時間外勤務手当ですか、その請求に上がってきとるんですが、それらを拾われての話ですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

大変申し上げにくいんですが、まず、規範意識、遵法精神をしっかりと持っていただきたいと思えます。不用意な発言は控えてください。というのは、かつての市役所がどうだったかは分かりませんが、私は知りま

せんが、暗に違法行為があったと取られかねない事態ですよ。ミーティングだろうと何だろうと、業務である以上、そこには対価が発生します。8時半から17時15分以外の時間帯でそれを行えば、当然そこには時間外手当が発生します。つけなければ違法です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 当時はそれが分かっただけで、やった課はありませんよ。今言われるのは、今の石丸市長になったら、17時15分ですか、それ過ぎた打合せ、ミーティングですね、それ全て15分でも時間外を出しとるんですか。8時半から始まるんで、8時10分前から朝礼をしたら、それら時間外を出しとるんですか。それとも、石丸市長になってからは、全て8時半からミーティング始めて、17時15分までにまた話合いがあれば、その間にやりよるんですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 これも御存じだと思うんですが、業務の前後についてはバッファも認められています。それも御存じですよ。準備時間というのは当然あります。会社に入った瞬間から業務時間には認定されないんですね。これはちょっとどうかなと思うところは正直あるんですが、そういう法律の解釈になっています。その上で時間外が発生するのは8時半より前、17時15分より後、その範囲が規定の業務になっています。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 市長の論理も論理として、石丸市長の論理はそれだというふうに聞きますが、8時半から17時15分で職員はその間、仕事じゃということで業務上なってますよね。それ以外は先ほどの回答では、時間外がなくなる言われたんで、じゃあその時間外というのは時間外勤務手当を積み上げた上での話なんでしょうか、それをお伺いします。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 課長が先ほど概算だと申し上げました。全部細かくを出してるものではないんですよ、概算というのは仮定があって、その仮定にのっとればこうでしょうというのが概算です。それで計算すると、大体年間400万円相当になりますという、これは試算です。計算して出されたものです。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 概算というのは想像でやったことになると思うんですが、事実上、現実的に時間外は出とるんかないうふうにお伺いしたんですね、3月2日の説明では、今の説明では、それだけの銭が出るという話ではないと思うんですが、それを理由に30分繰り下げるとするのは、筋が通らんとする。現実の話をして、そこから理解を求めなきゃいけないかと思いますが、いかがですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほどの説明は、一例として概算を説明しましたが、普通に考えれば分かります。8時半から9時まで、そして17時から17時15分までずっとミ

ーティングを毎日やっているわけではありません。ミーティング等も含めてこの時間帯に業務をやっているんです。その分、前後にまたしわ寄せが生まれます。時間外にどうしてもはみ出てしまうものがあるんですね。それを内に入れましょうというのが先ほどの説明です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今回の説明なら、時間外のお金を言う必要はないと思います。そこら辺がちょっとこの30分、後にずらす分の説明で、時間外が浮くんですという話にはならんと思いますね。実際にある話と現実とそれだけのものが支払われとるということでしたら、そうだなということも思いますけど、こういうことも試算的にはありますという話で、現実の話じゃない。理由にならんと思いますけど。市民が勘違いする理由になると思うんで、それは言われないほうがいいと思いますが、その辺はどうですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 理由になると思いますし、理解をしていただけたらと思って説明をしました。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 これまで決めていたことを変えるということは、かなり摩擦があると思いますね。先ほど、総務部長さんがおっしゃいました課題ですよ。こういう今は課題がまだ整理されてないと思いますが、ぜひともそういう課題を示されて、市民に市は誰のものかと、先ほど山本数博委員がおっしゃったけど、やはりその原点に立って丁寧な説明をしていただきたいと思います。これからの説明ですね。

それで、ここの3番の関係団体の調整というところをお尋ねしたいと思いますが、市内関係団体とありますが、これはどういうところかということをお尋ねします。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長 市内関係団体ですが、庁舎の中に入られている社会福祉協議会とか、シルバー人材センター等の団体のほうに説明を行っております。

○山根委員長 先川委員。

○先川委員 振興会とかそういうところまでは波及しないんですか。

○山根委員長 新谷課長。

○新谷総務課長 時間帯が変わるということで、振興会のほうには今後、急を要さずともいいという考えを持っておりまして、今後、企画部とは協議をさせていただいてるんですが、今後日程を調整をするという予定になっております。

○山根委員長 先川委員。

○先川委員 5月中旬からそういう、先ほど社協とかそういう庁舎内の団体と協議されているということですが、どのような反応でしょうか。

- 山根委員長 新谷課長。
- 新谷総務課長 市の方針に従いますということで、おおむね賛成をいただいております。
- 山根委員長 先川委員。
- 先川委員 6月上旬から広島県の市町行財政課と協議というようになっておりますけど、県とはどのような。先ほども他の市町との関係は、市長さんは関係ないとおっしゃったけど、県とすれば全体的な話になると思いますし、その辺のここのいわゆる調整いいますか協議いいますか、これはどのようなことをされてるのでしょうか。
- 山根委員長 石丸市長。
- 石丸市長 私が直接行って議論をし、説明をしてきましたが、大変強く賛同をいただきました。横並びでいつまでもいてはだめだと、行政の改革を進めなければならないと、強い賛意を得ています。
- 山根委員長 先川委員。
- 先川委員 市長さんが言われるなら、私も確認取りますけれど、間違いないんだと思いますけれど、やはり今までやっていた時間帯を変更するということは、県も先ほどおっしゃった庁舎内の人も賛成だとおっしゃるけれど、やはり先ほど言いました課題、ここはやっぱり丁寧に説明していただきたいと思いますが、総務部長さん、どういうふうな今後そういうところをもって、また議会のほうに。先ほど、市長さんは執行権のことをおっしゃったんだと思いますが、調査権もありますので、議会の、その辺どういうふうに総務部長さんはお考えなんかをお尋ねいたします。
- 山根委員長 行森部長。
- 行森総務部長 現在までそれぞれ、先ほど県の話もありましたけど、関係団体等も含めて協議をさせていただいております。関係団体のほうについては、ほぼ御了解を得ていると。いわゆる小さな課題というのは、やっぱりあるんですね。その課題というのを今、担当のほう、いろいろリストアップをしていただいております。そのものをそれぞれの項目によって一つずつ今クリアをしていけるようにしておりますので、最終的な例えば大きな課題というのが出てくれば、それは残るはずなんですね。そのものについてどういうふうに対処していくかというのは、これまた事務方のほうで検討しなくちゃいけません。
- とりわけ、先ほど来申し上げておりますが、市民の方への周知を、こういうスケジュールでしっかりとしていきたいと。必ず市民の方からもお電話等をいただくことがあるかも分かりません。そういったところについては丁寧に説明をさせていただいて、できるだけ影響が少ないように10月1日をスタートとさせていただきたいというふうに思っております。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本優委員。
- 山本(優)委員 基本的なことから聞かせていただきたいと思いますが、まず開庁時間、

閉庁時間の変更については、執行権の中でありますので仕方ないことだと思いますが、この時間を変更した根拠について、簡単に説明していただきたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。
行森部長。

○行森総務部長 いわゆるこれまでの状況を振り返ってみて、先ほど来、市長も申し上げましたけど、いわゆる就業時間前に例えば組織で、課でもいいです。課で集まってミーティングなりそのしていくものが、これが妥当なのかどうかというところがございました。いわゆる庁舎の清掃等もございませうけど、そういったところを踏まえて、やっぱり適切な体制を整えてしっかりと、今回9時ですけど、9時をスタートとして、いわゆる課員も全員で即座に対応できるというような体制をしていったほうがいいたろうというような検討もさせていただいたというところでございます。

○山根委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 8時半が9時になっただけで、それで変わるわけないでしょう。変わるんですか。

○山根委員長 行森部長。

○行森総務部長 本来、執務時間というのは8時半からです。ですから、8時半から9時までの間で課のミーティングなり諸準備等々も含めてやると、時間内にやるということで、改めて9時をその全体の、全職員、それが同時にスタートしていこうということです。

いろんな、先ほど先川委員さんのほうからもありましたが、そのことによって課題というのは必ずあるんです、あると思います。それは、柔軟な対応をしていかないけんとも思いますし、運用の中で、まだ決められる分があるんだろう思うんですね。

ですから、今がつつりそれじゃあ9時にするんよということじゃなくて、その運用の中で柔軟に対応できる部分というのは、ある意味検討はできるんじゃないかと思っております。山本数博委員さんも、例えばちょっと何曜日は延長してみようとか、例えばですよ、月に何回はやってみようとか、そういうのも検討する一つの材料としてはあるということです。それを検討して、最終的に10月の運用に向けてやっていくと。

○山根委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 今の部分の説明は分かりますけども、今まで各部署は、8時半から5分ぐらいの簡単なミーティングをして仕事しよったんでしょ。半前にミーティングはしてなかったでしょう、してました？

だから、それはしとった、しとらんでもいいですよ。これによって市民にどれだけのメリットがあるのか。さっきも説明がありましたが、利用者はおるわけですよ。年間400万円の削減効果があると言われましたが、市民のために行政はあるんですよ。この400万円で市民が不具合とか不都合、どれだけさっき説明で人数をいっぱい出ましたけども、トータルは聞きませんが、不都合が皆さんにあるわけですよ、実際

に利用してるわけですから。その効果と400万円、私は少しでも利用者があれば、市民のための行政だから、しっかりとその辺は検討してやるべきだろうと思いますが。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、組織で働かれたことのある方が少ないのかなとお見受けします。あまりにも理解がないので。始業と同時に開業する商売ってほとんどないですよ。商店でもそうじゃないですか。ドア開ける前に仕事始まりますよね。それが何でそのようになってるか。効率性です。準備しながら仕事を始めると効率が悪いんです。なので、準備と片づけの時間をわざわざ確保して、その間で営業時間というのを設けるんです。これ世の中の常識だと思うんですが、皆さんそう思われませんか。

なぜか、行政はそうになってないんです。私は、民間からここに来て、何ていいかげんな運営をしているんだと、こんな仕事のやり方で効率が高まるわけがないと思って、そこを今改めようとしています。それは、まだ続いてるんですがよろしいですか。

すいません。ちょっとお話が長くなかったのでそれに答えようと思って長くなってます。御容赦ください。

市民のためよとおっしゃいますが、何よりも必要なのは効率性です。そして、その中で市民に不便を強いる面はあります。ただ、それは数字でいえば4%に収まるという事実まで指摘しています。感覚であまり議論をこじらせないようにお願いします。

○山根委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 答弁の中で人を批判するような発言は控えてくださいよ。この中に私はサラリーマンを5年間やっていますよ。それは、会社は8時に出勤、5時退社、8時に入ってタイムカード押して、そこから仕事の準備して、5時に仕事終わって帰るんですよ。8時半始業だったら、8時半に来て仕事の準備するか、8時半前に来て仕事の準備するか、これは働く人の感覚の問題でしょう。私らは、会議があったら、15分前には会議現場へ行くと、当然の話じゃ。8時半から仕事だったら、8時半前には会社、現場行かなきゃいけないんです。だから、そこに準備する時間と仕事する時間が分けるというのは私は納得できませんね。

そういうことで、これは市民にどれだけのメリットがあるのかというて私は聞いたんですよ。そのこと言うてみてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もう一回これは説明しておきますが、営業時間と就業時間は一致しないほうが圧倒的に多いはずですよ。そうじゃないと思う方がいらっしゃれば、ほかの人に聞いてみてください。それこそ市民に尋ねてください。そんな商売をされている方は、まずいないはずですよ、行政以外。そこからです、行政改革というのは。効率性を組織の運営として追及せねばな

らないときに、組織の長たる私が民間の感覚をそれなりに持つて見地からして、必要だと判断をしました。その一例が4%であり、400万円という数字です。

○山根委員長 山本委員。

○山本(優)委員 市長ね、考え違いされとるんじゃないですか。行政は、市民のためにあるんですよ。市民のため。効率性、効率性言われよるが、効率性が市民のためになりますか。何がどのようになるのか言ってみてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もう一回言ってもいいですか。当たり前ですよ。市役所、行政に効率性を求めないなんて、今の時代赦されるわけがありません。

○山根委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 市長の考え方は分かりましたが、市民福祉というのは、効率性だけではかれるものではありません。この開庁、閉庁時間の報告案件ですが、これは市民からいろいろ意見が出るとは思いますけども、さっき山本数博委員もおっしゃいましたが、しっかりと市民に説明できるものを広報で流していただきたいということを言っておきます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありますか。

では、ここで換気のため10時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 休憩

午前 10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員 私、先ほどの市長に対する質問でしたが、これが市民にとって何がどのようにメリットがあるのかという問いをしたわけですが、それに対する答弁がなかったんで、もう一度それに対する答弁をいただきたいと思っています。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 しっかりと明確に申し上げましたが、もう一度繰り返します。組織の生産性向上、組織の効率化、これはほかならぬ市民のためにこれまでもやってきたはずですし、今もやっていますし、これからもやっていきます。行政改革って皆さん御存じないわけじゃないですよ。これこそ、行政改革です。いいですか、無視して。

○山根委員長 よろしいですか。

次に、ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど、私の質疑の中で予約の受付の考えはないかということで御質問したところ、マイナンバーカードでコンビニなどでの証明書発行という回答をいただいたんですが、確かに市民部の証明書発行、住民票とかそういったものに関してはそういう対応はできるかと思うんですけども、ほかの部局ですよ。例えば、農業関係の申請書だったり、福祉関係の申込書とか相談だったり、そういうときにどうしてもやっぱり窓口でこの時間帯に対応をお願いしたいというようなリクエストというのはあると思います。

そして、その数というのはこの資料の統計の中には入っていないはずなんです。そこの対応ができるようにしておいたほうが、事務方としても事務を進めていく上で便利がいいんじゃないかなというふうに考えます。

開庁時間、玄関を開けるのは9時かもしれないんですけども、あらかじめ予約いただいた方については裏から、裏からがいいかどうか分かりませんが、相談に応じられる受付ができるような体制を整えておくべきではないかなと思うんですが、この辺り、改めて御検討いただけないか答弁をお願いします。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長 市の施策になりますので、いただいた意見につきましては、検討をしていきたいと思えます。関係部局等の協議の中に上げていって、すぐに対応ということにはならないかもしれませんが、検討してまいりたいと思えます。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 7月から住民への周知活動をされるんですが、先ほど言うたように私は十分とは思いませんが、どうしても10月1日からやらないといけんという考えなんですか、それとも、あまりにも数はどうか分かりませんが、納得できる反対の話があった場合には、納得といえれば私はパートで勤めてますと、8時半が9時になったら、それでも8時にしてほしい思いよったのがまた延びると。休んで行かないといけん、賃金が減る、こういうような状況になってもやられるんですかというのが切実な意見だろうと思えますが、そういう意見が、それに似たような意見が少ない数でもあった場合に、どうしても10月1日に延長すると言われるのか、その話も含めて実施時期を延長するというような考えはないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 10月1日という市の方針をこれまで何回も繰り返ししっかりとお伝えしてきたそのとおりです。数はとても大事です。アバウトな誰かが言ったとかたたくさんのではなくて、具体的などれぐらいの意見があるからという、そのような申立てをしていただきたいと思います。でなければ、

市として、行政として付き合い切れません。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

それ今市長が言われた意見というのは、我々が聞く意見を指しておられたと思うんですが、この広報によって必ず市民、困った話の申出があると思うんですね。市のほうで申入れがあった内容について考えさせられるような、先ほど言った、具体的な例を言いましたが、そういった申入れがあった場合、1件じゃ無理じゃというようなことになるかも分かりませんが、多数うか、あっちでもある、こっちでもありいう、考えさせられるような意見があった場合に、延長するお考えはないかということ聞いたんですね。我々のところへの意見じゃなくて、市の執行部のほうにそういう意見が、考えさせられるような意見ですよ。そういうような話があった場合に、これはちょっと考えないといけんのと、10月1日をやるのはちょっと延長して、市長の思いじゃ改革ですから、私もそんなにとは、変な改革じゃとは思いませんけど、市民の理解を得るというスタンスに立って、考えさせられるような意見があったときには、延長してでもどうするかということはあるお考えがないかということ聞いたんです。再度聞きます。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

仮定の話は一切するなどは申し上げません。その仮定、想定もある程度は必要だからです。ただ、むやみやたらに、こんなのあるかもねという話をされては切りがありません。それは、言いがかりのそしりを免れないですよ。

そうではなくて、具体的に論拠を持って示して、確かにこういう事実があるからどうなんだろうと、そのように問うべきです。質疑に対して答えるならば、あまりにも根拠がない、乏しい、そのような前提に立っては方針を変えられません。変えた結果、当然市民の反応もその後、丁寧を受けていきます。その場合によっては、また今後の方針は当然検討します。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、開庁時間変更に伴う周知スケジュールについての報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時23分 休憩

午前 10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより、企画部に係る報告を行います。

安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定について報

告を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長　それでは、昨年度から取り組んでおります都市計画マスタープランにつきまして、3月に開催しました策定委員会の概要及び今後の進め方について報告をいたします。詳細は、担当課長より説明いたします。

○山根委員長　高下政策企画課長。

○高下政策企画課長　それでは、資料に基づいて御説明いたします。

安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の現在の進捗について御報告します。内容に入ります前に、前回、3月2日の総務文教常任委員会で報告した内容から変更があった点がありますのでお知らせをいたします。この資料の右の部分ですが、前回、市民に対するアンケートの回収状況について3,885件としておりましたが、郵便回答とオンライン回答でダブって回答していると判断されるものがあったため、有効な回収数を3,750件として取りまとめておりますので、よろしく願いいたします。

本日の報告は、3月25日に行った第1回・第2回都市計画マスタープラン策定委員会の概要についてお伝えするものです。本日お示ししている資料は当日の会議資料の一部であって、既に市のホームページに載せてありますので、要点のみの報告といたします。

第1回・第2回委員会では、市の人口、生活に必要な施設の分布、公共交通の状況など現況分析、そして市民の皆様のアンケートの分析から、安芸高田市の課題を整理をし、それに基づく全体構想・分野別方針を示し、委員の皆さんからそれに対して意見をいただきました。

今見ていただいている資料は、全体構想・分野別方針として示したものです。基本目標を「施設がまとまった利便性の高いまちづくり」、「だれもが安心して暮らせるリスクに強いまちづくり」、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」、「目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり」とし、これらの取組によって、「未来へ続くまち安芸高田」をつくることを理念としております。

ここで一旦次のページを御覧ください。その裏面になります。

この4つの基本目標は、この資料の左から順に、市の現況分析、市民アンケートの分析から得られた現況と問題点から解決すべき課題を整理をし、目指すべきまちの方向性を定め、そうやって導いたものになっております。一番右のところの基本理念、未来へ続くまち安芸高田、それを支えていく基本目標として、先ほど申し上げた4つが書いてあります。詳細の説明は省略いたしますが、こういった様々な分析から基本目標、基本理念を導いております。

先ほどの1枚目に戻ってください。これらの基本目標を実現する、将来の都市構造を図示したものです。左の下の部分です。吉田町の中心部、ちょうどこの市役所の近辺ですが、ここを市全体の拠点機能を担うエリアとし、それ以外の各旧町のちょうど支所がある近辺辺りを、地域住民

の日常生活に必要な施設などの集約・維持を目指すエリアとします。そして、それぞれの拠点の周辺を住環境保全ゾーンとし、拠点を維持できるだけの人口を確保するということを目指します。

地域拠点と中心拠点は、拠点間連携軸として公共交通機関などで結び、市内のどこに住んでいても中心拠点にある機能を利用できる状況を確保することを目指します。また、この右の部分、土地利用、都市施設、交通、都市環境・景観、防災の各分野に方針を定め、キーワードを上げました。マスタープラン策定後は、各部署でこれらのポイントを意識した取組を進めていきます。

以上が、委員会で示した資料のエッセンスになる部分です。当日、委員の皆様からいただいた意見については、この資料の後ろ、A4の縦で表裏になりますけれども、そこにもつけておりますので、御参考にしてください。

この後のスケジュールでございますが、1枚目の一番上の部分でございます。7月から8月にかけて、市内6地域で地域別構想案についての意見交換、10月に都市計画区域に係る立地適正化について意見交換をする場を設ける予定です。

そこでいただいた意見を受けて、10月に第3回の策定委員会、12月に第4回策定委員会を行い、パブリックコメントを経て、来年の2月に第5回策定委員会で最終案を確認できるように進めていく予定です。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

この概要を読ませてもらいまして、1ページ目の左下に、これは以前にも説明があったんですが、拠点軸という表があります。土地利用ゾーンというのがあるんですが、にぎわいゾーンというのは吉田町に集約されて、各町にもにぎわいゾーンはあるんですが、それらの今後の行方はどうなるんだろうかというのがちょっと不安になるんですね。私は、今の各町のにぎわいゾーンは尊重すべきじゃないかと思うんですけど、もう吉田に集積するんじゃないかというようにしか見えんですが、そこら辺はこの計画の中でどういうふうに考えて運営されるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

吉田町以外のそれぞれの旧町の拠点になっている部分につきましては、先ほど申し上げましたように、この資料では地域拠点というふうに書いている部分になります。これは、地域住民の日常生活に必要な施設などの集約、維持を目指すエリアということでもありますので、今既にあるお店でありますとか、それから金融機関もそれぞれのところにあると思います。そういったものは生活に必要な機能ということで、これは当然維持していかななくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

どうもちょっと理解できんところがあるんですが、土地利用（ゾーン）という部分が左下にありますよね。にぎわい創出ゾーン、高密な市街地の形成を図る。住環境保全ゾーン、低密な市街地の形成を図る。この高密と低密の意味を教えてくださいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

高密なといいますか、にぎわい創出ゾーンのところは、例えばこの市内で何個もたくさん要らないような、ですけども生活に利便性を高める上で必要な施設というものを指します。例えばショッピングモールのようなものでありますとか、それから総合病院など、そういった機能になるかと思えます。そういった高密な市街地の形成というのは、そういうものがある程度集積してないと、その周辺に住む人が便利に使うことができません。ある程度の人口密度がないと、例えばコンビニエンスストアやショッピングモールというものも維持することができませんので、そこにある程度、人口密度、それから施設の密度を高めていく必要があるということを書いています。

半面、低密なといいますのは、あまり密集したところでというふうな形ではないにしても、戸建て住宅が建ったりとか、そういう住環境、ある程度静かな環境というのも必要な、そういうふうな地域というのを指します。そういったものを低密な市街地というふうに指して説明をしております。

以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

すいません。この計画が出来上がったら、当然、行政はこの計画に基づいてどんどん進めないといけんと思いますが、この計画はそうなるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

この計画でどんどん進めるという意図というのが少しあれですが、ここに上げておりますマスタープランというのは、こういうふうな形で進めるべきだよというものを示した絵のようなものだと考えています。ここには具体的に、例えばこの施設をここに寄せるとか、この病院をこういうふうにするとかいうことを書くものではないです。基本的に、市民の皆さん、それから事業者の皆さんに、こういう基本的な構想で行くべきですよということをお示しをして、それに納得をしていただいて、これから具体的に進めていく、施策について検討していくということになりますので、このマスタープランができたからといって、どんどん事業を進めるというのは、その計画が具体的に策定していくのはその次の段階になるというふうに考えています。

- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 マスタープランと立地適正化計画というのは、別々な話ですか。今の答弁では、マスタープランという答弁になってますけど、立地適正化計画というのはまた違った、これと併せて別にやる計画ですか。
- 山根委員長 高下課長。
- 高下政策企画課長 立地適正化計画は、マスタープランの思想に基づいて具体的にこの都市計画区域の中で進めていく計画を指します。まだここについては、この委員会の中では検討が進んでおりません。これからの話です。
以上です。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 ちょっと理解できんようになってきたんですが、立地適正化計画というのは、都市計画をするための計画ですか。都市計画ということになると、吉田町だけになるんですけど、吉田町の都市計画をするために立地適正化計画いうのを策定するんじゃないかと、こういうことですか。
- 山根委員長 高下課長。
- 高下政策企画課長 立地適正化計画は、都市計画区域の中でしかつくり上がることができないものになっています。ですので、立地適正化計画は、その吉田町、都市計画区域のものということで間違いないです。
- 山根委員長 ほかに。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 先ほど、土地利用ゾーンでにぎわい創出ゾーンと住環境ゾーン、高密な市街地、低密な市街地ということを尋ねましたが、それぞれ中心地にはできるだけにぎわい創出ということで、それぞれあると思うんです、その町々で。それはそれとして、低密な市街地の中に含んでにぎわいゾーンとしてやられるのか、それとも、これは要らんよのと、これはこの高密な市街地のほうへ持ってこうという、行政の主導でそういうことを計画してやられるのか、今のにぎわいを持つとる旧町の中心街は、保存する考えがあるのか、その辺をちょっとお伺いします。
- 山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。
- 高下政策企画課長 このマスタープランをもって強制的に移動させるということの効果に伴うものではありません。ですので、例えば住居引っ越しをしようとか、それからお店をどこか構えようというふうに考えておられる方がおられたときに、同じ店を開く、同じ引っ越しをするということであれば、この近いところに、中心市街地のところは人を集めるべきというこの理念を御理解いただいて、じゃあそこに店を開こうかな、家に移そうかなというふうなことを考えていただければよいというふうに考えるものがあります。ですので、強制的にここへ動け、この機能はここに要らないだろうということを決めていくというものではありません。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 このマスタープランというのは計画であって、具体的にはまたその次につながるもんじゃ言われたんですが、にぎわいゾーン、言うたらショッピングセンターみたいなもんだろうと思いますね、大きなものはね。これが6町にも低密ないうて書いてあるんでちょっと構わんでいうふうにししか見えんですが、やっぱり6町にもにぎわいの町を保存するんじゃと、このようなスタンスがあれば、企業誘致、いろんな誘致活動があると思うんですが、その中で吉田町を高密なにぎわいゾーンにするんじゃいうて旗上げたら、他の中心市街地へ来る者がおらんようになるんじゃいかのう。行政もスタンスが、誘致活動は特に吉田町をにぎわいにせないけん、吉田を中心にして行政もこういったにぎわいゾーンをつくるんじゃと、こういうスタンスになって、他の5町の中心市街地がおろそかになるんじゃいかのいうことを危惧するんですが、そういうことはありませんか。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 ただいまの御質疑ですけれども、今のこの絵をつくっていく前の前段の部分でありますけれども、様々な分析をしております。御覧になっていただければとも思うんですが、人口の状況の分析をしておったり、それからどういう施設がどういう分布をしている、どのような使われ方をしているというふうなことの分析をしております。これらを見ていく中で、人口減のスピードを考えていくに、この安芸高田市の中で中心になるこの吉田町の地域の機能を維持するだけでも、これはなかなか難しい面があるというふうなことがその分析の結果でございます。

そうはいっても、この1か所だけでは生活をするのに広い安芸高田市の生活が難しくなるということから、日頃の生活を支える機能については、各地域で賄えるようにし、どうしても守っていかないといけない部分はできるだけ集約をして、それをみんなが使えるようにしていこうというふうな形に持っていったものがこの絵であります。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今、御説明いただいたことが答えなのかなと思いながら聞いたんですけども、3ページに委員の皆さんから出された意見の要約がありまして、①のマスタープランと立地適正化計画の概要のところ、辻駒委員の発言で、説明を受けるまでコンパクトシティをめぐる誤解を持っていたと、説明を受けてからその誤解が解消したと。住民にも誤解や不安を解消してもらえるよう説明を行う必要があるというふうな意見の要約が載ってます。同じような誤解や不安を持っている住民の皆さんがたくさんいらっしゃると思います。この場合はインターネットでも中継もされ

てますし、後で御覧になることもできると思いますので、ぜひこの場を通じてその誤解、どういった誤解があるのか。それは誤解ですよと、こういうプランなんですよということをお伝えしていただければなというふうに思うんですけども。

○山根委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 マスタープランの策定委員会の場で辻駒委員からそういった意見がありました。最初に、このマスタープランの関係で市民の皆さんが目にしたのがアンケートだったかと思うんです。それでその都市計画マスタープランがどういったものかということが分からない中で質問項目を見ていくと、どうも中心地、中心のところへのことばかり書いてあるというふうな意見、印象を持っておられたのかなというふうに理解しております。でも、その中で必要性といったところを人口データの説明であったり、丁寧にしていく中で辻駒委員からの、よく理解できたよと、説明をしていく必要があるんじゃないかというふうな御指摘があったというふうに捉えております。

です。マスタープラン、このまちの機能を維持していくために、中心にあるこの人口減のスピードの中で利便性のある程度確保できる機能を維持するためには、この中心のところにあるこの機能を維持するのがまず一番大事であるというふうに考えています。ただ、その周辺、繰り返しになりますけども、その周辺地域での生活が、今現状がある一定程度保てるようにするためには、今ある各地域の生活を支える機能というのでも維持する必要がある。周辺におられる方については、中心地の機能について、利用できるような交通機関などで結んでいくというのが基本的な考えであります。

こういったことを周知という意味では、広報誌でこれまでも2回出しておりますし、今後も情報提供というのはしていくつもりですし、先ほど申し上げた地域の意見交換会という機会も設ける予定にしておりますので、そういったところもその機会になるかというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 今、誤解を解くべしという御指摘があったので付言しておきますと、一番の初歩的な根源の誤解としては、吉田ばかりというその言葉に表われています。違いますよ、全然。吉田すら維持できなくなってきました。この調子だともたないですよ。そして、この吉田、割合集積されている吉田ですら、まちとしての機能を喪失していけば、安芸高田市の中心がなくなりますので、市の衰退が止まらなくなります。その瀬戸際に私たち今立っていますので、吉田ばかりじゃなくて、吉田すら守れなくなっている、この事実、ここの誤解が一番大事だと思っています。これを正さねばならないという認識です。

- 山根委員長 よろしいですか。
南澤委員。
- 南澤委員 1ページの策定スケジュールのところ、12月からパブリックコメントを取っていくという流れになってると思うんですけども、このところに向けてある程度これから案を詰めていくんだと思うんですけども、今の吉田すら守れなくなるかもしれないという危機感、こういったところも含めてしっかり周知した上で皆さんのパブリックコメントを求めるような流れにしてほしいなというふうに思います。
そこで質疑ですので、パブリックコメントなんですけども、どれくらいの期間を設ける予定でいらっしゃるのでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。
- 高下政策企画課長 できるだけきちんと意見がいただけるような期間を設けたいと考えておりますが、まだその後のスケジュールとの関係もあると思うので、今のどれぐらいというのは少し申し上げにくいところがあります。必要な意見が集まる程度の期間を取りたいと思っております。
- 山根委員長 よろしいですか。
南澤委員。
- 南澤委員 必要な期間を設けていただけるということで、併せて、今回もインターネットでアンケートに答えることができたと思うんですけども、そういったことも当然考えていかれるんだろうなと思うんですが、これで今のような必要性、なぜ今これが必要なのか、これからどうしていかなきゃいけないのか、そういったことをぜひ動画などでまとめていただいたりして発信していただいて、多くの方で共有できるような形をつくっていただければなと思うんですが、そういった考えはございませんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。
- 高下政策企画課長 具体的に動画というところは考えておりませんでした。できるだけ今の趣旨がしっかり伝わるような形で、市民の方に理解いただくことに努めていきたいと思っております。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 再度確認しますが、土地利用ゾーンですね。絵が描いてありますけど、市長、今言われるように吉田町、危機的な状況にあると、中心地はね。それは私も、中心地をにぎわいのまちにするというのは理解できます。ただ、それが周辺の旧町の中心地が置いてきぼりを食うんじゃないかという不安があるんで、低密ないうところを問うたんですが、地域の旧町の中心街も含めてにぎわいのまちづくりをやるんじゃないかという、こういうスタンスで理解してもいいですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 先ほどからいろいろとやり取りしておりますけども、まず誤解が生じないようにという説明の中で、一つは一極集中になるんじゃないかということがあるんだと思います。それに対しましては、やはり中心、吉田は当然中心、いろんな都市機能が集まっているこの現状、吉田のこの中心地がいろんなものの中心になるということは間違いないことなんで、そこだけでなくやはり、今、各町の旧町の中でも中心となる部分があります。そこに日常生活に必要な買物であるとか病院であるとか、そういったものが配置されているのが現状でございます。その現状を変えようとかいうことではなくて、そこも現状のような形で維持をしながら、さらに高度なものについては吉田のところまで来れば総合病院等もあって、高度なものが、必要なものが受けられる、そういう供与ができるような形、先ほどの絵がありましたけども、それが現在の実態を示していることにもなっておろうと思います。決して、それぞれの拠点について、その拠点性、サブ的な拠点性ということもありますけども、それを奪って、それを全部が全部持ってくるんだという考えではありません。それぞれのにぎわいについては、現在ある部分の地域拠点という言い方でそれを表現しておりますけども、その多極性をある面では認めていく、それをやっていきながら安芸高田市全体のまちづくりなり、それを進めていくということになろうと思います。

人口についても、全てを強制的に集約しようとかいうものではありませんので、それをやろうと思ってもできません。ただ、これからいろんなことをやっていく上では、人口の集中、高密度化、低密度化ということがありますが、それは高密に対しての低密ということに表現になっておりますけども、やはり利便性を高めるといって都市機能が集中した部分をしっかりと安芸高田市の核として形成、整備していく必要があるということで、そういう表現をしておるわけなんですけども、これも誘導策についてはまたこのプランを基に、そういったインセンティブを与えるような施策が図られるということは、後ほどまた考えられることであろうと思います。基本的な考えというのは、先ほど申したような部分がありますので、そういった誤解を市民の方々にあるとすれば、それを解消していくということが必要なんだろうと思っております。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、猪掛部長の答弁を聞いたんですね。こういうふうに理解したんですけど、確認しますけど、吉田は当然、中心の機能を今現在も持つとる。吉田も人口減なんかがあって、まちの機能として危機的な状況もあるんで、この中心的なまちとしての市の施策を打つんじゃないかと。だからといって、周辺の5町の中心市街地も全く見捨てたんじゃないんだと。5町の中心市街地も併せて、やっぱり市のほうも施策を打っていくんだと、こういうふうに理解していいですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 資料1ページの左下に、そのように書いてありまして、課長もずっとそれを説明しています。猪掛部長の発言は、何ら新しい要素はありません。全部書いてありますし、既に説明したとおりです。もう一遍お読みください。どこに見捨てるなんて書いてあるんですか。中心拠点、地域拠点、その下の土地利用についても、市街地の形成を図ると書いてありますよ。密度の高い低いはありますが、そこに市街地をしっかりと残すと書いてあるわけですよ。なぜこの真意を理解されないのか、しっかりお読みください。

○山根委員長 市長に申し上げます。
山本数博委員は確認をされているので、それを否定するようなことを言われているわけではありませんので、よく数博委員の発言を聞いてください。

○石丸市長 答弁がよく分かりませんでしたか。

○山根委員長 いやいや。

○石丸市長 どのように違うのでしょうか、答弁が。もう一度お願いします。

○山根委員長 しっかりと山本数博委員が答え、御自分が聞かれたことをまとめて返されてるわけですから、ここは猪掛部長に確認をさせていただきたいと思います。

○石丸市長 いやいや、その指定はできないんですね。今の言葉そのまま繰り返しますが、執行部の。

○山根委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時57分 休憩

午前 10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。
市長の答弁でありました。

○石丸市長 よろしいですか。

○山根委員長 市長の答弁からどうぞ。

○石丸市長 恣意的な議事は慎んでください。もう一度申し上げますが、先ほど委員長がおっしゃったとおりです。意見をまとめて質問をされたわけですよ。それに対して執行部の見解をまとめて。もう一回伝えますが、何が間違ってるんですか。全く同じ対応をしますよ。こちらを注意するんであれば、まずあちらを注意すべきです。恣意的な議事は謹んでください。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 私の質問は、解釈したことをるる説明した上でそれでいいですかいうて問うたんです。市長が、高下課長が言うて行森が言うて私も言うたいうて。自分の意見が、そうかそうではないんか、それを言ってくれりゃあ分かるはずなんです。いろいろ言われたけ、全く分からん。申し訳ないんじやが。

そういうことで、端的に答えてくださいというのを委員長が言ってくれたんだろうと思いますけど、るる市長の今の答弁で聞かせてもらおうと、そういうことですよというふうに理解しましたが、それでいいですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 端的に、簡潔に、では質疑をされてください。執行部としては、これまで申し上げてきたとおりです。途中で主張を変遷させてはいません。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 地域拠点、私、向原町が出身なんですけど、地域拠点というところで一つお尋ねしたいんですが、これまでも前の市長さんのときも言いましたけど、支所の機能を充実してくださいということは、私はずっと述べております。その中で、今回すぐやる課がなくなったり、理由はともかく。そしたり、出張所になるのではなかろうとか、こういう話が向原町の市民の中にも出ておまして、そういう中で地域拠点の説明の中で、地域住民の日常生活の必要な施設等の集約・維持を目指すエリアとこうありますが、支所は6つありますが、特に5つですよ、吉田を除いた。ここは支所機能は維持すると、こういうふうに解していいのでしょうか、お尋ねします。

○山根委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 支所の在り方ということでございますが、これまで例えば安芸高田市の公共施設の総合管理計画がございまして、この中では基本的には支所については、文化センター等へ集約をしていくという考え方が記載をしております。その方向性であるとか、そういったときにどういう課題があって、それはどういうふうに考えるのがよかろうかというような検討を内部のほうでも今いろいろ進めておるところでございます。

今現在、ここで示しておりますマスタープランの考え方というのは、やはり例えばにぎわいの創出であるとか、日常生活、それから行政機能としてどういうふうにこれを捉えていくか、ある程度集約をしていくという考え方の中ですが、地域拠点というのは拠点性は高めたいということで、今そこまでのところは整理しているというところで、まだ支所をじゃあどうするかという結論については、まだ結論、結果には至っておりません。

○山根委員長 先川委員。

○先川委員 えてして、こういうもんが出ますと、そういうふうな期待いうんですか、憶測というんが出るとお思いますので、この辺をしっかりと住民説明があるようでございますので、していただきたいとお思います。

もう一つ、市長にお伺いしたいんですが、この自然共生ゾーン、これは都市マスタープランですから、これは分かりました。こういう格好で集約してくる。ただ、このグリーンいうんですか、グリーンのエリアが安芸高田市はほとんどなんですよ。ここの中にもいわゆる住民税を払っ

ている市民が住んでるわけですね。ここの中にも都市施設、道路とか下水とかこういうもんが入ってるわけです。えてして、先ほど吉田すらもてないんだという市長の答弁がありましたけど、吉田がもてるような施策が何かあるんだろうか。田んぼアートもなくなったし、いい悪いは別ですよ。そういうことで人口が減ってる、そういう危機感は承知しております。しかし、このグリーンのとこに住んでいる人がかなりあるわけです。したがって、このグリーンのところの農地施設言うたらいいんかどうか分かりませんが、そのマスタープランはやはり並行して出さないと、都市、都市と言われてもなかなかグリーンのところに住んでる者は理解できないと思うんですね。それはしょうがないよのと、都市集約するのはと。だけど、グリーンのとこに住んでるわけです。したがって、グリーンのとこのマスタープランというものは併用してつくられる考えはないかお尋ねいたします。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御存じでらっしゃるのかなと思ってたんですが、そうではないのであれば改めて申し上げますが、都市計画マスタープランというのは、安芸高田市のマスタープランです。ここで言う都市というのは、都会という意味ではありません。行政単位で国・県、市町村の市、それを指す言葉として都市です。英語で言えばシティですね。その中で色を分ければ3色ですと、ここにもちゃんと書いてありますが、集落から始まってます、集落。野山を取っところではないんですよ。人が住む場所として、集落であり、その営みに必要な農用地、山林が共存すると定義されてます。ですので、これこそまさに安芸高田市のマスタープランです。

○山根委員長 先川委員。

○先川委員 ちょっと理解を苦しむんですが。心配なのは、今グリーンに住んでるところの住民の心配なのは、こうやって集積して人口が減ってるということをもって、道路の維持管理、あるいは下水の維持管理が切り捨てられるんじゃないかと、こういう心配があるから言ってるんですよ。

そうではなしに、ここの中のグリーンだって農業再生とかいろいろのありますけれど、そういう目に見えるいわゆる計画が並行してあれば、そういう意見が出ないんじゃないかということで、もちろんこれは都市計画ですから吉田町都市計画区域のほうを含めて、それは承知しておりますよ。だけど、これをグリーンのところの圧倒的に多くのエリアと住民も住んでるわけだから、安芸高田市をどうするんかとかこうなったときに、都市だけの議論ではないんじゃないかということを私はお尋ねしているわけです。

○山根委員長 答弁を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 安芸高田市全体に、今いろんなところに市民が居住しているということがあります。基本的には、どこに居住しておろうが市民の生活の利便

性を高めていこうという姿勢で、市政全体が運営されておるといところがございます。当然、インフラ施設も市の端々まで今ありますけども、そこに生活があったり、そこでの営みがあったりということになると、そのことを道路であれば道路を維持していくというのは当然市の役割だと思っております。

ただ、その必要がなくなったインフラがあるとすれば、それについては精査をしながら整理をさせていただくということは、今後生じてくるものと考えております。

○先川委員 分かりました。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定についての報告を終了いたします。ここで換気のため、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時09分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、令和3年度ふるさと納税の実績について報告を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 令和3年度のふるさと納税の実績について取りまとめを行いましたので、その概要を報告します。詳細は、担当課長より説明をします。

○山根委員長 高下課長。

○高下政策企画課長 令和3年度のふるさと納税の実績について説明します。令和3年度のふるさと納税制度を利用した寄附額は、一般寄附、災害寄附を合わせて2億1,458万3,812円。令和元年に2億4,500万円余りと大きく寄附額を伸ばした後、国のルールに合わせて寄附額の見直し等を行ったことで令和2年度に1億8,300万円に減少しましたが、令和3年度はそこから少し盛り返したというところです。

下の表を御覧いただきたいんですが、返礼品で選んでいただいた件数が多かったのは、鶏肉、米、食料品・飲料品です。この上位3種類は昨年度からその傾向は変わっておりません。

次のページを御覧ください。令和3年度の寄附では、食料品・飲料品が大きく件数を伸ばしております。これは、市内に飲料品の製造拠点があることから、新たに追加をしたタリーズコーヒーがラインアップに加わったことによります。さらに、寄附単価の高いベッドのマットレスを追加したことにより、寄附額が増えたということにつながったと考えております。

災害寄附ですが、令和3年8月11日からの大雨に対する支援についても、ふるさと納税による寄附の仕組みを活用し、令和3年度末までの間に

1,050件、1,880万5,812円の寄附をいただきました。また、被災地の寄附関係事務の負担軽減のため、先方から申出があり、神奈川県鎌倉市、熊本県錦町に寄附金受領証明書の発送業務などについて代行していただきました。

次のページを御覧ください。企業版ふるさと納税については、株式会社藤崎商会さんから200万円の寄附をいただきました。100万円は災害復旧に、100万円はパラレルワーカー等創出事業に活用するために、まち・ひと・しごと創生基金へ積み立てております。ここまでは、市外の方が安芸高田市に寄附していただいた状況についての御説明ですが、次の4番は、安芸高田市の市民の皆さんが市外の自治体のふるさと納税へ寄附をされた状況です。令和3年度は505名の方が3,110万1,000円寄附をされ、令和4年度の市民税が1,323万4,000円影響がある予定であります。

令和3度の取組の違いと令和4年度を取組でございますけれども、令和4年度を取組のポイントとしては、さらに安芸高田市の新しい魅力を伝えることのできる返礼品の開発を進めるべく、市内事業者へ向けた説明会を実施する予定としております。また、サンフレッチェ広島との連携、毛利元就入城500年と絡めたもの、高校の魅力化など、地域資源を生かしたテーマ型の寄附募集を進めていこうというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして御不明な点、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

資料1ページの寄附実績の寄附額ですけども、これは経費等を除く前の数字という理解でよろしいでしょうか。よろしければ、寄附額を除いた純然たる税収は幾らなのかということをお教えいただければと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

質疑のありましたこの金額については、寄附額そのものの値でございます。寄附費を除いた純然たる寄附額につきましては、経費が幾らだったかということによりますが、気になるかと思っておりますけれども、全体の48%がその経費でございました、令和3年度につきましては。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

○高下政策企画課長

すいません、ちょっと追加で。令和4年、48%といいますのは、30%以下、発送品の代金と、それから手数料を含めたものと、あとそれから送料ですね。そういったものが経費としてかかっておりまして、それが48%ということでございます。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

3ページの5番の令和3年度を取組の振り返りと令和4年度を取組と書い

であるんで質疑してみたいと思うんですが、令和4年度の取組と実施する中で、3か月まだたってないですけど、本年度の予算の財源が、ふるさと納税に頼るところが大きかったと思うんです。それらの新年度の予算に対して、進捗見ながら寄附金見込みがどうなんか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 まだ4月から始まって3か月たたないところであります。ふるさと納税の一番金額が増えるところが年末の12月に集中するということがありまして、まだその達成見込みがどうかということについては、はっきりと今申し上げることはできません。ただ、ここまでの進捗は昨年度と同じ、それよりも少し上といったところをいっておるということをおし上げております。

以上です。

○山根委員長 猪掛部長。

○猪掛企画部長 少し補足をさせていただきます。ふるさと納税の寄附をいただいたお金というのは、一旦、基金に積み立てるようにしております。本年度の事業計画で基金を充当するものというのは、既に基金の中にありますので、それを活用しておるという状況です。

○山本(数)委員 理解しました。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
新田委員。

○新田委員 3ページなんですけど、4番目のところのほかの自治体への寄附状況がかなり増えたということの分析はどのように担当課としてされているのか、まずそこ1点を伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 ふるさと納税、全国的に見ても令和3年度は過去最高だったというふうな結果が出ております。そういった状況に、同じように安芸高田市でも起きているのだと捉えております。

○山根委員長 新田委員。

○新田委員 それじゃあ、そういう予想が立ってるのであれば、もっと伸び率を上げれる商品の開発、今、課長から御説明あったんでそんな期待する部分なんですけど、令和4年度に関して目標値、もし決まっていればこの場で御答弁いただけますか。

○山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 令和4年度の当初予算の数字というふうに、それが目標値でございます。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、令和3年度ふるさと納税の実績についての報告を終了いたします。

次に、観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法の検討について報告を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 先般の補正予算でも計上しておりましたとおり、観光関連施設の一体管理等につきまして、官民連携手法の可能性を調査、検討するための国庫補助事業の採択を受けました。その概要について報告します。詳細は、担当課長より説明いたします。

○山根委員長 高下課長。

○高下政策企画課長 資料3に基づいて御説明いたします。

これは、国土交通省が進める「先導的官民連携支援事業」に安芸高田市が応募し、採択をされたため、今般の議会に補正予算を計上し、事業実施をするものです。

国土交通省では、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策などの課題がある中で、真に必要な社会資本の整備、維持更新を的確に進めるための手法として、官民連携事業の案件をつくることのできるように、地方公共団体に対して調査委託費を助成をしています。国としても官民連携によって社会資本の整備や維持更新を進めたいが、なかなかそれが進まないの、地方公共団体がそれに取り組むことができるように支援するというふうなことです。下線を引いている部分です。

2番ですが、今回、当市の観光関連施設の魅力化のために官民連携手法を取ることができないか検討すべく、この事業を活用しようと考えています。

安芸高田市の観光関連施設は、老朽化が進むなど従前の魅力を失っていると思われるものが幾つかありますが、その魅力回復のためには大規模なリニューアルなどが必要で多額の費用をかける必要があります。また、それぞれの施設というのは別々の指定管理者が管理をしており、地域全体の相乗効果を出しにくいという形になっています。

経営ノウハウと資金を持つ民間事業者の力を借りるPFIなどの手法は従来からあるものの、それを進めるには知識と経験が必要であったり、有望な民間事業者に興味を持ってもらったりというふうなことが、安芸高田市のような小規模団体に取り組むにはハードルが高いものであります。そこでこの事業を利用することで安芸高田市の観光関連施設や観光資源が民間事業者にとって魅力のあるものなのか、民間事業者に関わってもらった場合にどのような形がよいかなどの市場調査を行って官民連携の可能性を探るものです。

次のページを御覧ください。今回、国へ申請した資料を活用して御説

明いたします。

左上の事業の背景・課題については、先ほどお話をしたとおりです。対象とする施設は、老朽化などで大規模な改修が必要な神楽門前湯治村、土師ダム周辺施設について上げ、民間事業者の助けをここに特に借りたいというふうに考えているものです。その際に、市内のほかの観光施設、例えば道の駅三矢の里やたかみや湯の森なども、一体的な運営や関係性を持った上で運営をしたほうが、民間事業者にとって参入しやすいものであれば、それも検討してもらおうということで、併せてヒアリングをしたいというふうに考えています。

事業・調査の概要、右上のところは、最初に観光関係の関連施設の課題の特定や現状分析、そして民間事業者への提示の仕方の方向性を市と委託事業者との間で協議をして定めてまいります。

そして、複数の民間事業者に対して意見を聞くサウンディングを数回繰り返して、その中で民間事業者の関わり方がどうであればよいか、民間がどういうふうに、こういう条件であれば関わりやすいよと、市としてはここまでは守っていかなくてはいけないよというふうな、この辺りの境を探っていくというのがサウンディングということになります。これらの手続を通して、最終的に事業効果が最も上がる最適な民間事業者との連携方法を固めていくのが今年度の取組になります。

今年度のこの事業の成果を基に、令和5年度に民間事業者の公募を行い、事業者を決定し、令和6年度から事業を実施していけるように進めていければというふうに考えています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

まず1点確認させてください。対象となる観光関連施設ですが、今の説明ですと神楽門前湯治村と、土師ダム周辺施設が主軸となっています。ほかのところも検討の余地はあるというようなことで、2か所が中心になってこの事業を進めるということによろしいですか。

○山根委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

おっしゃるとおりでございます。まずは民間の力を借りて、まずは改修ということが大きな課題になっているところを何とかしたい。その上で、単に2施設だけでは事業効果が民間事業者が得られないというふう考えた場合に、3施設目、4施設目というふうなところで一緒に経営するというふうなことが可能性があるものかどうか、それであれば参入したいということであれば、それも検討に含めるという風に考えているところです。

以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

分かりました。となると、今、神楽門前湯治村と道の駅三矢の里に

については市長が会長であったり社長だったりすると、市の職員がいう理解でよろしいですけれども、土師ダムとたかみや湯の森というのは指定管理に出している。指定管理先の方々は、この件について、この話は先方は承知しているのかどうかというようなところをお伺いしたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 具体にまだ、個別の今の施設管理者に対しての説明は行っておりませんが、いずれにしても指定管理の期間というのがございます。その期間を区切りのところを見定めていって、途中であってもどうしても必要があればということがあれば、途中で調整というのは出てこようと思います。いずれにしても、これから進めていく中で調整していくことになると思います。

○山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
山本優委員。

○山本(優)委員 土師ダム周辺施設について伺いますが、これはサイクリングターミナルは何年前ですかね、改修して新築しましたよね。そのほかの老朽化施設というとサイクリング道路、サイクリング関係ぐらいしかないなど、キャンプ場もちゃんと老朽化というか、まあキャンプ場の施設もちょっと傷んではおります。だけど、どの辺を考えておられるのか。明確に施設の名前が分かれば教えていただきたい。

○山根委員長 答弁を求めます。
松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 土師ダム周辺の施設でございますが、サイクル列車というのもございまして、そういったところのほうもかなり老朽化になっていると。そういったところをまた修繕することによって、また魅力の再確認できるんじゃないかと思えますし、またテニスコートもかなり傷んでいる状況になっています。そういったところを一体的に含めて、検討できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山根委員長 山本優委員。

○山本(優)委員 テニス場も、サイクル列車も古くなっているのも確かです。これも今後、修理しようと思ったら費用がかかると思いますから、それなら民間業者に公募するということは、民間業者に売却するということですか。民間に要するに運営を任せるということですか、お伺いします。

○山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

○高下政策企画課長 様々な手法があるというふうに考えております。今おっしゃった売却というのも選択肢の一つですし、この事業化スケジュールの下に書いてますコンセッションというのが例えばというのが書いてありますが、

行政が所有権を有したまま運営等を行う権利を民間事業に設定する方式というふうなものもありますし、今やっている指定管理もこの運営手法の一つであります。

どういった形が民間事業者が参画しやすいかというのはヒアリングの中で決めていって、その意見に基づいて、市としてどの方向を選択するかということを検討したいと思っています。

以上です。

- 山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

- 南澤委員 事業の説明ページ、国土交通省に出した1番最後のページのところで、市場調査サウンディングの計画が前半・後半で変わってきて、される予定になってるんですけども、民間業者にこの物件で何かおもしろいことができそうですか、どんなものができそうですかというのをヒアリングする、アイデア出してもらおうというような機会だというふうに捉えています。このサウンディングする相手方の企業、民間企業をどのようにピックアップしていくのか。ここでコンサルタントが入るんだと思うんですけども、コンサルさんが紹介してくださるのか、自治体自ら色んなところに掛け合っていくのか、2つの手法があるかと思うんですけども、どのように進めていくつもりでしょうか。

- 山根委員長 答弁を求めます。
高下課長。

- 高下政策企画課長 基本的には、委託をしようとしているコンサルタントが連れてくる。そういったことがいろんなつながりがある、そういったコンサルタントの方をお願いをしようと思っておりますし、それから、この広島の地域におられるPFIなどの事業をいろいろと実績を積んでおられる方にも連れてきていただくなど、いろいろな手法でここもサウンディングの輪に関わってもらいたいというふうに考えております。

- 山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法の検討についての報告を終了いたします。
ここで説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時43分 休憩

午前 11時44分 再開

~~~~~○~~~~~

- 山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
これより、教育委員会に係る報告を行います。
先に、教育長より挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長 本日は、教育委員会教育総務課に係ります報告2件をさせていただくこととしております。詳細につきましては、次長、課長のほうから説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○山根委員長 これより、学校統合にかかる説明会の開催状況について報告を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、学校統合にかかる説明会の実施状況について報告をいたします。

この説明会の報告は、中学校の統合と川根地区の小学校の統合についての2つをまとめた報告としておりますので、詳細については課長のほうから報告をいたします。

○山根委員長 柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長 それでは、資料1、1点目、学校統合にかかる説明会の実施状況について報告をいたします。

中学校の統合につきましては、1ページに記載をしておりますとおり、4月の中旬から小学校と就学前の保護者を対象に、各小学校区単位で説明会を実施をしております。説明会では、特に生徒数やクラス数の推計、部活動の実態、現状6校の施設の状況などを報告し、今回の統合につきましては新しい施設を整備をしたいこと。それから、この後、保護者アンケートの実施をして、推進計画を策定したい旨を説明をしております。

6月17日、先週の金曜日が最後の美土里小学校の説明会になりましたが、ここではズームを使って、ウェブでも配信をさせていただきました。説明会では、それぞれ参加率も高く、非常に関心を持って聞いていただき、説明会そのものは大きな混乱なく順調に開催をできております。6月に入ってから、各学校運営協議会でも同様の説明を行ってきております。

2ページをお願いいたします。当面のスケジュールですが、保護者の意向を把握するため、小学校と幼稚園、保育園の各保護者を対象に校数とかあるいは統合時期を尋ねるアンケートを実施します。現在、発出をしております。それから、集計後、推進計画の素案を策定し、パブリックコメント等を行い、今年度中には推進計画の周知のほうに入れるよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に2点目、縦4のところですが、高宮地区の小学校統合についてでございます。高宮地区の総意ということで、現在、来原小学校と船佐小学校を統合し高宮小学校、それから川根小学校は存続しているという状況ではございますが、過少規模校の解消に向けて、川根小学校の統合につきましても5月に2回ほど保護者との意見交換、協議を持っております。参加された保護者からは、統合を進めてほしいということで、今後も引

き続きまして意見交換を行いながら、2学期からはよりスムーズに統合が実施できるよう、児童交流等を行いたいと思っておりますし、また統合が可となりますよう、課題整理を引き続いて行っていきたいというふうに考えております。

学校統合については、報告は以上でございます。

○山根委員長 これより質疑に入ります。この報告につきまして御不明な点等、質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 1ページの2番の説明会を見ましたら、執行部とすれば大変精力的にやられているというふうに思います。ほぼほぼ利害関係者には、それぞれの学校統合に伴う行政の考え方を説明されたんじゃないかというように思います。

ただ、利害関係者は今、学校へ行ったり、保育所行ったり、直接関係がある者になると思いますが、地域にとっては重要な施設なんですね。その人たちの理解も得とかにや、統合へ向けての、移行は難しいんじゃないかというふうに思う。経験で小学校の統合の説明会も、学校在住者いうんですか、直接利害のある者への説明は3回ぐらいされたんじゃないですかね。我々一般市民には1回説明らしきものがあつたんですが、ちゃんとした説明というのとはなかつたんです。あつという間に統合ということになって、残ったときに課題というのはいよいよ出てきたんですが、まず、どうしてやらなといけんのかいうことを利害関係者以外にも説明するべきじゃというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 今回の統合の目的は、当然ですが子供たちの教育環境をよりよくしたいという点でございます、まずは保護者の方にこういった状況を説明するというところでございます。

それから、1ページの(3)のほうに記載をしておりますけども、地域の方も含めてという形にはなろうと思いますが、それぞれの学校運営協議会、こちらのほうで説明もまたさせていただいております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 私が言うのは、全く学校には関係ない市民もおるんです。ですがその市民がどうしてするんかいうことを地域に住んでる者は、クエスチョンで聞きたいという部分があると思うんですね。ですから大変だろうと思います。4月から6月まで、ほぼほぼ土日も含めて出て、関係者が説明されとるんですが、一般市民を対象に各地域を回って、6町になりますけど、各地域を回って、この行政の考え方いうのを説明をするべきではないかという気がしたんです。ちょっとまあ大変だろうと思いますが、でも中には地域の一大事と思つとる人は、学校に来とらんでも、来て聞いて

質問すると思うんですね。地域にとって一大事だろうと私は思うんですが、そういう取組をすべきだというふうに思うんですけど、そこらはどういうふうにお考えですか。

○山根委員長 答弁を求めます。
柳川課長。

○柳川教育総務課長 一般市民の方へ向けてのアナウンスというのは、広報を通じたり、ホームページにも掲載しておりますけども、そういった形で広く学校統合、メリット・デメリットも含めたような形のものを既に公開もしておりますし、そういった形で周知を行っているところでございます。
以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 1ページの2の(1)ですね。これは何でこういうことをされたのですか。小学校、保育所、幼稚園の保護者を対象に説明をされてますよね。それは何を目的としてされたんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。
柳川課長。

○柳川教育総務課長 説明会の目的は、中学校の統合に向けて、これまで市での検討状況であるとか、あるいは中学校の実態をお知らせする。これについては、中学校統合、すぐ1年先、2年先でできることではありませんので、これから中学校に進まれる一番関わりの深い小学校の保護者、それからさらにその下の幼稚園、保育園の保護者の方を対象にまず行ったというところでございます。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の説明では、統合の必要性について、この利害関係者に聞くという考えはなかったんですね。今の現状の説明だけをして、こうなんですよというだけの説明会だったんですか。まあ難しかったら、私が言いたいのは、利害関係者に中学校の統合の必要性について、るる説明をされて、利害関係者から意見を聞くためにやられたんじゃないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。
宮本教育次長。

○宮本教育次長 説明会では、小学校、それから保育所等の保護者の方から、委員が今おっしゃられたように現状の説明をし、1校案、2校案、3校案、統合についてお示しし、その人数等を皆さんに説明し、意見を頂戴いたしました。その回答等を含めては、先ほども申し上げましたが、ホームページ等へ全てではないけど、ほとんどのものは出させていただいております。また、それによって今後、説明会の終了後、先ほど説明しましたが、アンケートをこの保護者の方にとろうと思っております。このアンケートで、ここに書いてありますが、2ページの3のほうの6月下旬いうところですね。中学校の統合の校数、それから時期を皆様方から意見をいただく。その後は、この内容を精査しまして、総合教育会議等で方針を決定し、その決定したものについては当然、市民の方へ説明を必要とい

うふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 決定したものを市民にという前に、市民の意見を聞く会を設けて、そして計画の中に市民の意見も踏まえて計画されるべきじゃないかという思いでおるんですが、決まったものを市民に、こういうふうにしますからいうようなことを言っても、修正が効くんですか。市民への計画を決めて、利害関係者の話を聞いて、言えば今の計画をする前に、一般市民の意見を聞く場を設けるべきだというふうに考えるんですが、それはないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長 1ページの2の(3)に書いてありますように、学校運営協議会、これが学校に関係する方、市民の方の集まりですので、そこでも説明会をし、意見をいただいております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 学校に関わりのない市民がたくさんおるんです。でも、時をたてばその人たちも学校に行くことがある。今、学校に関係がない市民にも必要性を説明する機会を設けるべきだというふうに思うんですが、説明しました、説明しましたというのは、学校運営協議会は一部の人じゃないですか。学校関係団体についても一部の人、それもいいんじゃないですか、説明されるのは。それに加えて、全く関係ない、学校には関係ない全く一般の市民に、来ん人は別ですよ。市民の意見を聞く場を設けるというのは、これだけ大事な大きな事業で、やらないというのは理解できませんけど、やる気はないですか。

○山根委員長 宮本教育次長。

○宮本教育次長 一般市民の方から意見を求める手法としましては、2ページの3の8月以降というところに書いておりますが、パブリックコメント、これでいろんな方から意見をいただけるというふうに考えております。パブリックコメントにつきましては、当然内容を精査しまして、計画書に反映できるものは計画、変更等も可能だというふうには思っております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 先ほどの説明では、学校規模適正化推進計画素案を作成した上で聞くという話だったですね。私が言いよるのは、学校規模適正化推進計画をつくる参考にするために、一般市民の意見を聞く場を設けるべきじゃないかと。要は、1ページ目の2の(1)、(2)、(3)を一般市民向けの会を設けるべきではないか。それを聞いて2ページの3、当面のスケジュール、8月以降、そこへ反映さすべきじゃないかということを言うつもりですが。今までの返答では、しないというふうに、一般市民の意見は聞か

ないというふうにはしか聞こえんのですが、一般市民の声を聞く場を設けるか設けないか、再度質問します。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 聞こえないという主観に対しては、正しく理解をしてください、認識をしてくださいとしか言いようがないんですが、まず、全く関係のない市民の意見をというくんだり、もはや意味が分からないですよ。端的にそこだけ取り上げたら、何で人の意見を聞く必要があるんだと。そうなりますよ。

順番に関係性が高いところから、今、意見交換をしています。2の(1)から(2)、(3)と、その上で素案を作成し、パブコメを実施すると。これは執行部で最適だと考えた手順です。なぜこのようにやったか。素案もつukらない段階でそれこそ縁が遠い、関係が薄い人に、あれでもいい、これでもいいと何でも聞いたら、まとまらないんです、議論が。議論としてそのやり方は正しくありません。ゆえに、このようなスケジュールで組んであります。

そして、これに対して足りない、そのような意見もあるかもしれませんが。であれば、市民の代弁者がいるわけですから、そこがしっかり声を拾って歩いたら済む話です。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の市長の答弁では理解できません。利害関係者のみに聞いて、学校に関わる関係団体の人に聞いて、市民の考え方を聞いて計画書をつくるべきだということは、今、市長が否定されたと思う。再度言っときますが、計画をつくる前に、全市を回って今まで説明された内容のものを説明した上で計画をつくるべきだということを再度言います。やらないですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 質問、質疑が空転してますので、そこはちゃんと指摘をしてください。市の見解は、先ほど申し上げたとおりです、説明し切ってます。理解できないというのであれば、10回でも20回でもインターネットで見返してください、もしくは周りの方に聞いてください。私は、ほかの方は十分理解されてると思います。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 3の当面のスケジュールのところで、7月上旬にアンケートを集計されるということなんですけれども、このアンケートは公表されるつもりはございますでしょうか。

○山根委員長 柳川課長。

○柳川教育総務課長 取りまとめを行いましたら、公表するように考えております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

- 南澤委員。
- 南澤委員 確認させてください。学校規模適正化推進計画の素案作成は、教育委員会ですか。すいません。教育総合会議で行うんでしょうか。
- 山根委員長 柳川課長。
- 柳川教育総務課長 教育総合会議では、市長と教育委員が意見調整を行う場ですので、決定そのものは教育委員会会議ということで、教育委員会として、市としてということになると思いますけど、方針決定を行いたいと思っております。
- 以上です。
- 山根委員長 南澤委員。
- 南澤委員 教育委員会会議ということで分かりました。
- 4番の高宮地区の小学校統合に係る状況についてですが、その参加された保護者の方々は、進めてくださいという回答だったというお話です。時期としては、いつをめどに統合を考えてらっしゃるんでしょうか。
- 山根委員長 柳川課長。
- 柳川教育総務課長 これからまたたくさんの整理していかないといけない課題はありますが、最短でいけば来年4月も可能ということは考えております。ただ、これはこの先またいろいろ協議も必要な点がたくさんありますので、できるだけ早く統合が成立するよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えます。
- 以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 新田委員。
- 新田委員 1点だけすいません。先ほど南澤委員さんが聞かれた、この川根小学校のところの保護者以外のところの主な意見ですね。地域、学校運営協議会で説明という形になってると思うんですが、川根地域としての保護者以外の地域の方の御意見があれば、ちょっと聞かせていただけますか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 柳川課長。
- 柳川教育総務課長 昨日、高宮地区の学校運営協議会のほうで説明をさせていただきましたが、特に反対というかそういったことの見解はございませんでした。
- 以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 1ページのほう戻っていただいて、説明会開催していただいているんですけども、6月10日の愛郷小学校だけ著しく参加率が低い、この辺りはどういった事情があったんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 柳川課長。
- 柳川教育総務課長 この日、愛郷小学校は、参観日を利用しての会だったんですが、コロナの関係で参加者の授業参観のほうも2グループに分かれて開催をした

りといったような状況もありましたので、一堂に会してのちょっと保護者説明が時間差の関係でちょっと難しい面もあつたりなんかして、少し低い数値になったというふうに見ております。

以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

分かりました。事情があつてということだったと思うんですけども、全体通して高い参加率だなというふうには感じるんですけども、それでもまだこの事情を十分に承知されてない方もいらっしゃると思います。そういった方への周知、今後どのようにされていくのかということをお伺いします。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

先ほども少し触れましたが、最後の美土里小ではウェブで配信をして、何人かの方はそれも見ていただきましたし、また、そのときの動画を今ホームページでも掲載をしておりますので、そちらのほうも参考にさせていただいて、今後のアンケートの参考にもしていただきたいというふうに考えてます。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、学校統合にかかる説明会の開催状況についての報告を終了いたします。

時間が12時を過ぎておりますが、引き続き継続させていただいてもよろしいでしょうか。

執行部よろしいですか。

〔異議なし〕

では、次にみんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について報告を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは、資料2、みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について御報告をいたします。

このたび提案を3社いただきましたので、それについての概要を説明いたします。

詳細は、担当課長から行います。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

それでは、資料2です。閉校となった学校施設の有効活用を図る目的で、民間の事業者から事業者自らが実現していく事業、持続可能な事業等の提案について募集を行いましたので、状況を報告をいたします。

民間提案制度の手順に沿って事業を採択していくということで、改めて各事業者から収支計画書や形式的に必要な書類、構成員の名簿であるとか、あるいは税の滞納がないかといったような証明する書類などを提出をいただき、併せて、提案書類も再度提出をしていただきましたとこ

ろ、都合3件の応募がございました。旧郷野、旧刈田、旧小田東小学校の3件でございます。なお、提案を取りまとめ切れていない団体につきましては、一旦締切りを行って、今後は安芸高田市民間提案制度での再度募集を行うことを伝えております。

今後の予定といたしましては、7月に提案事業者からプレゼンテーションを受けて、審査委員会を開催をし、協定締結の後、詳細協議を行いながら、その後の契約締結、早ければ来年度から事業開始ができるよう、今後事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後の進捗につきましては、また追って報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

3月の報告では、美土里の給食センターとか来原だったり、ほかのところの事業案が出てました。このたび3つの提案になったということなんですけれども、このたびの提案募集には間に合わなかったということで、話自体は引き続き検討されているのか、それとも金額提示された段階で、これは手に合わないということで御辞退されたのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

金額提示の時点では、次のステップに向かうということでございましたけれども、実際、再度企画を、収支計画も含めたと思うんですが、再度相手方のほうで案を練り直していただいた結果、今時点でちょっと案がまとまり切れてないということでございましたので、全く放棄をされたわけではないと思いますが、引き続き検討中ということで、それについては先ほど言いましたように、今度は安芸高田市民間提案制度、同じスキームですけど、そちらのほうに応募をしていただくということで話をしております。

以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

続いて質問します。今後の予定の7月のところで審査委員会を開催するということですが、審査委員の構成はどのようになりますでしょうか。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

これは、庁舎内の組織になりますが、副市長を委員長にして、関係する部長ということで総務部長、企画部長、それから主担の教育次長というメンバーで構成をしております。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況についての報告を終了いたします。
ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時14分 休憩

午後 0時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
次に、陳情要望等の審査に入ります。

「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知すること」に関する陳情の件を議題といたします。

この陳情は、令和4年3月2日の総務文教常任委員会の審査において、継続審査と表決が競合いたしました。起立多数で継続審査となったものです。

要旨については、改めて局長のほうから説明をさせていただきます。
事務局長。

○毛利事務局長 それでは、陳情の要旨について説明いたします。

この陳情は、「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知すること」に関する陳情でございます。本市、吉田町在住の方と広島市佐伯区の島根原発再稼働を止めよう連絡会の代表者の方の連名で、昨年12月9日で提出されております。

要旨は、島根原発で事故が起きた際に、原発から30キロメートル圏内の島根県の住民の避難者を受け入れることになっておりますが、事故の際は放出される放射能で地域住民も避難や放射能を浴びる危険な状態となります。原発が再稼働されれば事態の回避が不可能であると述べられております。また、島根原発の2号機は、1989年の操業開始から40年に近づく施設であり、国も40年を超す原発の運転はしないと述べていることから、廃炉することが賢明とも述べられております。

以上のことから、島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県と中国電力に決議を通知することを求める内容となっております。

なお、添付の資料といたしまして、新たに島根県知事が島根原発2号機の再稼働について同意を表明された記事をお配りしております。

また、これまでに再稼働に同意したのは、周辺自治体では米子市、境港市、安来市、雲南市の5市と、条件付で鳥取県、そして立地自治体では松江市です。再稼働をめぐる関係自治体では、立地自治体である島根県を残すだけとなっておりますが、その島根県知事は6月2日に県議会本会議において、現状では再稼働をやむを得ないと考えると同意を表明

されております。

以上、陳情要望の概要説明でございます。

○山根委員長 それでは、意見などある方は発言を願います。

武岡委員。

○武岡副委員長 今、局長のほうから経過のほうの御報告をいただきました。本件については3月2日の委員会のほうで継続審査ということになっておりますが、今ありましたように再稼働については最終的に、最後になりましたが島根県のほうも再稼働について同意をしたということでございます。また、周辺の5市、それと鳥取県のほうも同意をされております。そういった中で丸山知事が再稼働の同意についての発言をされておるんですが、安全性であるとか必要性、特に電力の安定供給、そういったこと。また、再生可能エネルギーでは賄うことは現状で難しいと。また、再稼働しなかった場合、経済への影響が非常に大きいと、そういったことを上げておられるんですが、そういった状況の中で立地自治体が同意をされとるということになれば、この陳情の要旨は理解できることもあるんですが、やはり立地自治体が同意をしとる以上、この陳情については、私は不採択ということで取り扱うべきだろうというふうに思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありますか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど、武岡委員がおっしゃられたとおり、周辺自治体が様々な事情を勘案した上で同意を表明されているというところは尊重すべきだと思います。

一方で、この提案理由の中にある広域避難受入れマニュアルの実効性については、引き続き委員会としてもしっかりチェックをしていくと。この島根県知事、丸山知事の記者会見にもあったとおり、避難計画について実効性はあるとした上でなんですけれども、実行できるかどうかというのは受入れ側のほうも大きな責任があると思います。また、電力の恩恵にあずかるわけですから、こちらとしてもしっかりと受入れ体制が取れるように、しっかりと調査していくことを付け加えて、本陳情については不採択、やむを得ないかなというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありますか。

〔発言なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

それでは、「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知すること」に関する陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

- 山根委員長 起立少数と認めます。よって、本件は不採択と決しました。
- 以上で、「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知すること」に関する陳情の審査を終わります。
- 次に、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2023年度政府予算への意見書提出に関する陳情の件を議題といたします。
- 陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。
- 毛利事務局長。
- 毛利事務局長 それでは、陳情要望等の説明をさせていただきます。
- 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2023年度政府予算への意見書提出に関する陳情でございます。
- 本陳情要望は、広島県教職員組合山県・安芸高田市区委員長名で、令和4年5月16日に提出され、同日付で受理させていただいております。
- 内容でございますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけでなく中学校、高等学校においても35人学級の実現が早期に必要で、さらには30人学級の実現も不可欠ということを訴えられております。
- 学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しており、子供たちの豊かな学びの実現のため、教職員は教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状態にあり、豊かな学びや働き方改革を実現するためには、加配教員の増員、少数職種の増配などの教職員定数改善も必要であると述べられております。
- 義務教育費国庫負担制度につきましては、2分の1から3分の1に引き下げられておりますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請ですと言われております。
- この観点から、来年度政府予算編成において、4項目の要望が実現されるよう、地方自治法99条の規定に基づいて、国の関係機関への意見書の提出を陳情されています。
- 4項目の要望につきましては、中学校、高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討をすること。
- 2番目といたしまして、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3番目といたしまして、自治体で国の基準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4番目といたしまして、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、

地方財政を確保した上での義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることとなっております。

この陳情の裏面に99条の意見書案がついております。内容につきましては、陳情の内容と同様なものとなっております。なお、この陳情は、平成28年度以前から、表題名は若干異なりますが、同様の陳情の提出がなされております。毎年採択され、意見書の提出が行われてきております。

以上で、陳情要望書の説明を終わります。

○山根委員長 意見等ある方は発言を願います。

〔発言なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

それでは、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2023年度政府予算への意見書提出に関する陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数と認めます。よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、意見書の提出についてを議題といたします。

先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することといたします。

意見書の内容については、添付資料の参考例に基づき作成いたしますので、委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 提出については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2023年度政府予算への意見書提出に関する陳情の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について御協議を願います。

皆さんから、閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。南澤委員。

○南澤委員 いただいている案の1番は、既に審議はできましたので、こちら割愛してもよろしいんじゃないかと思えます。

○山根委員長 1番ですね。先ほど採決しました陳情です。暫時休憩をして協議を行いたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

午後 0時31分 休憩

午後 0時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、別紙一覧を継続調査事項として、一覧表の表ページは、(1) 「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること」に関する陳情については、削除をいたします。

裏面、別表2、12、13については、安芸高田市サッカー公園、安芸高田市温水プールと名称が変更になっております。これを変更いたします。

14、15については、廃止をいたします。

以上で、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

その他、皆様から何かございませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。これをもって、第10回総務文教常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時48分 閉会